

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 18 日

直方市長 大塚進弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,310	高級船員	3,030
普通作業員	2,000	普通船員	2,300
軽作業員	1,370	潜水士	3,930
造園工	1,970	潜水連絡員	2,490
法面工	2,590	潜水送気員	2,530
とび工	2,380	軌道工	2,990
石工	2,580	型わく工	2,410
ブロック工	2,480	大工	2,450
電工	2,190	左官	2,480
鉄筋工	2,310	配管工	2,050
鉄骨工	2,180	はつり工	2,220
塗装工	2,400	防水工	2,350
溶接工	2,530	板金工	2,240
運転手（特殊）	2,200	タイル工	2,660
運転手（一般）	1,930	サッシ工	2,900
潜かん工	3,520	内装工	2,470
潜かん世話役	4,180	ガラス工	2,350
さく岩工	3,120	建具工	1,840
トンネル特殊工	3,800	ダクト工	2,060
トンネル作業員	2,660	保温工	2,240
トンネル世話役	3,950	建築ブロック工	2,320
橋りょう特殊工	2,880	設備機械工	2,420
橋りょう塗装工	3,070	交通誘導警備員 A	1,460
橋りょう世話役	3,450	交通誘導警備員 B	1,280
土木一般世話役	2,520	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

労務報酬下限額	897
---------	-----